

入札参加停止措置対象業者一覧(令和4年度)

業者名	期間	始期	終期	入札参加停止の理由 【 】内は入札参加停止該当条項
アイサワ工業 株式会社	6か月	R4. 6. 9	R4. 12. 8	アイサワ工業(株)の社員は、近畿中部防衛局が発注した「岐阜(2)評価施設新設建築その他工事」において、近畿中部防衛局建築課長(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月10日、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。 【入札参加停止等措置要綱別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)に該当】
株式会社 銭高組	6か月	R4. 7. 6	R5. 1. 5	銭高組の元支店長は、近畿中部防衛局が発注した「岐阜(2)評価施設新設建築その他工事」において、近畿中部防衛局建築課長(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で在宅起訴された。 【入札参加停止等措置要綱別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)に該当】
株式会社西原環境	1か月	R4. 7. 6	R4. 8. 5	西原環境株式会社は、令和3年8月19日、愛知県豊橋市いずみが丘処理場内において、労働者に水量確認作業を行わせるに当たり、必要な安全措置を講じなかったことから、労働安全衛生法違反により、令和4年5月23日、同社と同社の使用人が豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 【入札参加停止等措置要綱別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当】
有限会社 関也建設	3か月	R4. 9. 22	R4. 12. 21	有限会社 関也建設は、令和3年度に三島市が発注した「市道南町寿町線道路改良工事」において、路肩柵の施工が契約内容に適合しない状態で令和3年12月21日に引き渡した。 【入札参加停止等措置要綱別表第1第4号(契約違反)に該当】
株式会社 浅沼組	6か月	R4. 9. 22	R5. 3. 21	株式会社浅沼組の元千葉営業所長は、千葉県市川市が発注した工事において、公契約関係競売入札妨害の容疑で、令和4年7月26日、逮捕された。 【入札参加停止等措置要綱別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)に該当】
株式会社 鈴木塗装工務店	1か月	R4. 10. 5	R4. 11. 4	株式会社鈴木塗装工務店は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。 このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると、令和4年8月30日、関東地方整備局長より、監督処分を受けた。 【入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当】
西日本電信電話 株式会社	3か月 ※1	R4. 10. 26	R5. 1. 25	公正取引委員会は、広島県教育委員会又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等の参加業者らが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 ※1 令和4年10月6日に公正取引委員会が公表した報道発表資料において課徴金減免制度の対象事業者であることが確認できたため、入札参加停止の期間を2分の1としている。 【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】
中外テクノス 株式会社	6か月	R4. 10. 26	R5. 4. 25	公正取引委員会は、広島県教育委員会又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等の参加業者らが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】
(株)ニチイ学館	3か月 ※1	R4. 11. 10	R5. 2. 9	公正取引委員会は、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 ※1 令和4年10月17日に公正取引委員会が公表した報道発表資料において課徴金減免制度の対象事業者であることが確認できたため、入札参加停止の期間を2分の1としている。 【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】

入札参加停止措置対象業者一覧(令和4年度)

業者名	期間	始期	終期	入札参加停止の理由 【 】内は入札参加停止該当条項
水道機工 株式会社	1か月	R5. 3. 23	R5. 4. 22	水道機工株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所や工事現場に配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。 これらのことが建設業法第 28 条第 1 項本文及び第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 2 月 10 日、関東地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けた。 【入札参加停止等措置要綱別表第 2 第 8 号(建設業法違反行為)に該当】
株式会社水機テクノス	1か月	R5. 3. 23	R5. 4. 22	株式会社水機テクノスは、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所や工事現場に配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。 これらのことが建設業法第 28 条第 1 項本文及び第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 2 月 10 日、関東地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けた。 【入札参加停止等措置要綱別表第 2 第 8 号(建設業法違反行為)に該当】
五洋建設株式会社	1か月	R5. 3. 23	R5. 4. 22	五洋建設株式会社は、「新名神高速道路天津ジャンクション東工事」において、令和 3 年 7 月 9 日に作業員が高所作業車から転落し負傷した工事関係者事故について、所轄の労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和 3 年 8 月 19 日に至るまで提出しなかった。 このことにより、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴された。(令和 4 年 12 月 22 日、罰金刑(20 万円)が確定) 【入札参加停止等措置要綱別表第 2 第 10 号(不正又は不誠実な行為)に該当】